

☠ 玄海原発

事故を未然に防ぐための
「安全協定」締結を！



ハインリッヒの法則ってご存知でしょうか？ 小さな事故が300件あれば、中くらいの事故は29件起こり、大事故が1件起こると言われています。軽微な事故でもきちんと再発防止に取り組まなければ大事故は防げません。

10月4日、玄海原発4号機が事故で停止。福岡市への連絡は電話で事故90分後、FAXで2時間後。しかし市民には何の説明もありません。

12月9日、玄海原発3号機で一次冷却水漏れ。福岡市への通報は7時間後、冷却水漏れの事実の報告は翌日。この時も市民には何の説明もありません。九電は「軽微な事故」として説明しますが、これはたいへん危険なことです。

玄海原発から40km～60kmにある福岡市の位置関係は「福島第1原発と飯舘村」と同じような関係にあり、もし同様の事故が起これば私たち福岡市民は

甚大な被害を受けます。福岡市は国が現在検討している原子力発電所から50km範囲の「放射性ヨウ素対策地域(PPA)」に該当しています。

このように福岡市民が玄海原発の当事者であるにもかかわらず、九電は無視し続けています。また、福岡市側もいちおう「原子力安全協定」を締結しようとパフォーマンスしていますが、問題はその中身です。福岡市が玄海原子力発電所の発電停止および再稼働の是非に関する権限を有する「安全協定」の締結こそが必要です。福岡市民が当事者であることを実体化させ、市民がチェックすることで原発事故を未然に防ぐ一歩となります。そして、その先の玄海原発「廃炉」を求める実質的な足がかりになると考えています。

12月議会で市民団体「フクオカ住民投票の会」が安全協定についての請願を提出しました。私も議員としてこの請願実現に全力を尽くします。

🏥 こども病院

リスクが命に関わることであれば、
途中からでも引き返す勇気が必要。



高島市長が設置した「こども病院移転計画調査委員会」で、現地建て替え費用増しの根拠がないこと、現地建て替えも可能であること、人工島に移転することでの小児救急医療のバランスが崩れること、事業収支が悪化することなど、多くの問題が指摘されました。東日本大震災の被災地にある宮城県立こども病院長・林委員は「人工島は孤立化する恐れがあり、不適である」と人工島の危険性を指摘しました。国の中央防災会議でも重要な施設は海岸近くには造るべきではないとしています。高島市長はこれらの問題についてキチンと説明責任を果たしているでしょうか？

こども病院住民訴訟を通じて、ゼネコン3社のうち2社は「市から依頼はなかった」、1社は依頼はあったが「1.5倍が妥当などとは言っていない」と市の主張を真っ向否定。いまだ市はウソをついたまま、居なおり続けています。これは市民を冒涇する行

為です。

こども病院の入札にも問題があります。日本管財・戸田建設・九電グループしか応募がなく、**実質的な「談合」**です。特に日本管財は博多市民プールと南市民プールの管理を受注していましたが、正規社員を配置しない、水質検査はしない、勝手に業務内容を変えるなど悪質な行為を行い、監査委員会から契約違反を指摘されていました。このような企業に何のペナルティも課さずに入札させています。しかも入札の評価点は100点満点で86点から28点までのバラつきが。平均60点。もし競争相手がいれば負けていたことは明らかです。

10月31日に契約がなされましたが、設計に1年かかり、着工は来年の今ごろとなります。まだいまでも引き返すことは可能です。危険な場所に、**不正な手続き**で進めるこども病院人工島移転を許してはいけません。□